

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 6 年 1 月 2 3 日

（業務執行権者）

福島県立相馬総合高等学校長

業 務 名	産業廃棄物収集運搬処分業務
質 問 事 項	
産業廃棄物収集運搬について、木くず廃プラはウイング車となっておりますが、許可を受けている車輛であれば深ダンプ等別車種でも可能でしょうか？ 車種に決まりはないものとして設定してよろしいでしょうか？	
回 答 事 項	
車両に直積みした場合でも荷台にシート掛けを行う等、産業廃棄物が飛散・流出しないように措置を講じる場合は、ウイング車に限らず別車種でも可能です。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第 6 条第 1 項に定める基準により収集又は運搬を行い、かつ、本業務を適切に履行できる車両であれば、車種に決まりは設けません。	